

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

令和6年6月1日

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行的に実施します。

現場管理費補正の考え方や積算方法等は、長野県等が策定した「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」等<sup>※注</sup>を準用します。

なお、現場管理費の補正は、変更契約において行うため、工事打合せ簿等により監督職員と協議してください。対象工事等については、以下のとおりです。

### (1) 対象工事

- ・上田市及び上田市上下水道局が発注する、請負金額が130万円を超える主たる工種が屋外作業である工事を対象とします。(ただし、県の試行要領等<sup>※注</sup>で対象外となる工事は除く。)

### (2) 適用日

- ・入札書等提出期限が令和6年4月1日以降の工事に試行を適用する。
- ・既契約工事については変更契約ができる工事に試行を適用する。

### (3) その他

- ・建築(営繕)工事は、国の「公共建築工事共通費積算基準」を適用し工事費の算定を行っていることから、熱中症対策に係る費用計上の考え方が異なりますので、ご注意ください。

受注者の皆様へ

夏季における猛暑日など、過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を適切に講じてください。

※注；市が準用する「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」等

| 工事費の算定に使用する<br>積算基準等 |                 | 該当する試行要領、通知等                                     |
|----------------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 省 庁                  | 工種等             |                                                  |
| 国土<br>交通省            | 土木工事            | 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（令和2年8月3日施行_長野県建設部技術管理室）  |
|                      | 建築(営繕)工事        | 「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和5年3月29日通知_大臣官房官庁営繕部）  |
| 農林<br>水産省            | 土地改良工事          | 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（令和5年8月1日施行_長野県農政部農地整備課）  |
| 林 野 庁                | 森林整備保全事業<br>の工事 | 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年7月26日通知_長野県林務部長） |